

関係大学長 様

静岡県教育委員会特別支援教育課長

令和6年度静岡県介護等の体験の実施について（依頼）

このことについて、小学校及び中学校教諭の普通免許状取得に当たり、令和6年度に静岡県内の特別支援学校で介護等体験を希望する場合は、下記により関係書類を提出願います。

1 提出書類

- (1) 実施承認申請書（実施要領 別記第1号様式）
- (2) 静岡県内の特別支援学校における介護等の体験希望者名簿（実施要領 別紙）

2 提出方法

提出先：静岡県教育委員会特別支援教育課人事班 介護等体験担当

メールアドレス：tokushi_teisyutsu@pref.shizuoka.lg.jp

※件名は「【学校名】令和6年度静岡県介護等体験希望」とする。

提出期限：令和6年2月16日（金）

3 添付資料

- (1) 静岡県介護等の体験実施概要書
- (2) 静岡県内の特別支援学校における介護等の体験実施要領
- (3) 介護等体験の実施に伴う事務の流れ【資料1】
- (4) 介護等体験実施上の注意事項【資料2】

4 その他

- (1) 本体験は、大学を通して申請するものであるため、学生個人による申込みは受け付けていないことを該当者に指導願います。
- (2) 添付資料のデータファイルは「静岡県ホームページ」にも掲載しています。
<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-060/kaigotou.html>
- (3) 福祉施設等における介護等体験については、別途送付される静岡県社会福祉協議会（TEL054-254-5231）からの通知によってください。

担 当 人 事 班
電話番号 054-221-3150

静岡県介護等の体験実施取扱概要書

静岡県教育委員会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この概要書は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の認定課程をもつ大学、短期大学及び教員養成機関（以下「大学等」という。）において実施する小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）（以下「法」という。）に基づく教育職員免許状取得のための介護等の体験（以下「介護等の体験」という。）の取扱いに必要な事項を定め、もって、静岡県内の特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設（法第2条第1項に規定する施設をいう。以下「福祉施設等」という。）における介護等の体験の適正な運営を図ることを目的とする。

(介護等の体験実施の要件)

第2条 次の各号の一に該当する大学等は、静岡県内の特別支援学校又は福祉施設等で介護等の体験を実施することができる。

- (1) 静岡県内の大学等
- (2) 静岡県を帰省先とする学生が在籍する首都圏、近畿圏及び中京圏に在る大学等
- (3) 前2号に定めるもののほか、静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）が特に必要があると認めた大学等

(介護等の体験者の資格)

第3条 特別支援学校及び福祉施設等において介護等の体験ができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 前条に規定する大学等に在籍するものであること。
 - (2) 原則として大学等の最高学年に在学し、若しくはこれと同等以上で、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の取得見込みが確実な者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、介護等の体験ができる者から除く。
- (1) 伝染のおそれのある疾病又は介護等の体験を行う上で妨げとなる疾患のある者
 - (2) 特別支援学校又は福祉施設等の正常な活動を妨げるおそれのある者

(介護等の体験期間)

第4条 介護等の体験の期間は、7日間とする。

2 前項に定める期間の内訳は、原則として、福祉施設等において5日間、特別支援学校において2日間実施するものとする。

3 第2条第1項第2号に在籍する体験希望者は、当分の間、原則として夏期休業中等の期間を体験実施期間とする。

第2章 介護等の体験の申請手続

(実施申請手続)

第5条 大学等は、特別支援学校及び福祉施設等で介護等の体験を実施しようとするときは、介護等の体験ができる者を第3条の規定に従い確定し、実施承認申請書を、特別支援学校での体験にあつては県教委に、福祉施設等での体験にあつては静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に提出しなければならない。

2 県教委又は県社協は、申請書に基づき、手続に必要な書類を大学等に交付する。

(受入時期、受入校及び受入施設の調整)

第6条 県教委又は県社協は、大学等から前条の申請が提出されたとき、必要に応じ介護等の体験のできる者の受入れの時期及び受入れを行う特別支援学校又は福祉施設等の調整を行うものとする。

(体験者の派遣手続)

第7条 大学等は、第5条第2項により交付された書類に従い、体験開始3週間前までに、特別支援学校又は福祉施設等ごとに派遣手続きを完了させる。

(介護等の体験の辞退等の届出)

第8条 介護等の体験の時期の変更、特別支援学校若しくは福祉施設等の変更又は体験の辞退をしようとするときは、大学等は、体験開始1週間前までに、変更届（様式第1号）を県教委又は県社協に提出しなければならない。

第3章 介護等の体験の指導

(事前、事後の指導)

第9条 大学等は、介護等の体験を担当する教員を置き、介護等の体験ができる者の事前指導及び事後指導にあるとともに、当該特別支援学校及び当該福祉施設等との連絡等にあたらなければならない。

2 介護等の体験を実施する特別支援学校及び福祉施設等は、担当者を定め、介護等の体験者の指導にあるとともに体験等の実施状況を把握し、大学等の指導に資するための情報を大学等に提供するものとする。

(体験者の責務)

第10条 介護等の体験をする者は、大学等並びに特別支援学校及び福祉施設等の指導に従わなければならない。

(事故発生の責任)

第11条 介護等の体験者及び大学等は、体験者が体験実施特別支援学校又は福祉施設等において、発生させた事故については、原則としてその責任を負わなければならない。

2 特別支援学校又は福祉施設等は、体験実施特別支援学校又は福祉施設等において、体験者等に対して発生させた事故については、原則としてその責任を負わなければならない。

3 大学等及び特別支援学校又は福祉施設等は、特別支援学校又は福祉施設等において事故の発生があったときは、大学等及び特別支援学校にあつては県教委に、大学等及び福祉施設等にあつては県社協に、すみやかに事故の状況を報告しなければならない。

第4章 介護等の体験の取消し

(介護等の体験の取消し)

第12条 特別支援学校及び福祉施設等は、介護等の体験の適正な運営を確保するため、大学等又は体験者に次の各号の一に該当する行為があったと認めるときは、体験を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する資格を欠く者を派遣したとき。

(2) 第10条の規定に違反する行為があったとき。

(3) その他、県教委、県社協、特別支援学校の校長又は福祉施設等の長が不適切な行為があったと認める場合

2 特別支援学校及び福祉施設等は、体験を取り消した場合、介護等の体験の取消(様式第2号)により県教委又は県社協に報告する。

第5章 関係者の責務

(関係者の責務)

第13条 関係者は、介護等の体験が円滑に行われるよう、それぞれ適切な配慮をするとともに必要な役割を果たし、相互に協力しなければならない。

第6章 介護等体験の証明書の発行等

(証明書の発行原簿の作成)

第14条 特別支援学校及び福祉施設等は、介護等を体験した者に係る証明書の発行原簿を作成し、介護等の体験が行われた後、4年保管する。

(証明書の発行)

第15条 特別支援学校及び福祉施設等は、介護等の体験者に小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成9年文部省令第40号)第4条第3項に規定する証明書(様式第3号)を発行する。

(証明書の写等)

第16条 大学等は、介護等の体験者名簿及び証明書の写を保管しなければならない。

第7章 雑則

(費用の徴収)

第17条 介護等の体験に係る費用は、介護等の体験者の負担とし、これを徴収することができる。

2 費用の徴収については、県教委又は県社協の定めるところによる。

(保険への加入)

第 18 条 介護等の体験をする者は、介護等の体験に係る保険に加入しなければならない。

(調査)

第 19 条 県教委は、介護等の体験の実施状況について必要があるときは大学等から報告を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第 20 条 介護等の体験で取得した個人情報は、介護等の体験以外の目的で利用したり、提供したりしてはならない。

(その他)

第 21 条 この概要書で定めるもののほか、介護等の体験に関し必要な事項は、特別支援学校での体験に関する場合は県教委、社会福祉施設での体験に関する場合は県社協が定める。

附 則

この概要書は平成 31 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 11 月 8 日から施行し、令和 4 年度実施分から適用する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

(県社会福祉協議会長・県教育委員会)

様

(大学長等)

介護等の体験変更・辞退届

このことについて、下記のとおり提出します。

記

1 介護等の体験変更・辞退者氏名等

氏 名	大学等名	実 施 日	実 施 施 設

2 介護等の体験変更・辞退理由

3 備考

(県社会福祉協議会長・県教育委員会)

様

(福祉施設等長、特別支援学校長)

介護等の体験の取消

このことについて、下記のとおり提出します。

記

1 介護等の体験の取消者氏名等

氏名	大学等名	実施日	実施施設

2 介護等の体験の取消年月日及び理由

3 備考

証 明 書

本籍地(都道府県)

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。

記

期 間	学校名又は施設名 及び住所	体験の概要	学校又は施設の長の 名及び印
年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)			
年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)			

備考1 「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間毎に記入する。

2 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等」等の区分を記入する。

注意事項

- ・「学校又は施設の長の名及び印」の欄には、施設の長又は学校長の公印を押す。
 ※ 施設の長の公印が無い場合は、施設を設置した法人の法人印でも可とする。
 ※ 施設の長の公印及び法人印も無い場合は、施設の長の私印でも可とするが、その場合は欄外に「〇〇施設では施設長の公印等が無いいため施設長〇〇〇〇の私印により証明する」と追記する。
- ・「記」以下の証明内容を訂正する場合は、施設の長又は学校長の公印で訂正する。

静岡県内の特別支援学校における介護等の体験実施要領

静岡県内の特別支援学校における小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）（以下「介護等体験特例法」という。）第2条第1項に定める介護等の体験の円滑な実施を図るため、次のとおり介護等の体験の受入調整を行う。

（対象大学等）

- 1 この要領を適用する大学、短期大学及び教員養成機関（以下「大学等」という。）は、静岡県介護等の体験実施概要書第2条に規定する大学等とする。

（県内各特別支援学校における体験の期間等）

- 2 この要領に基づく介護等の体験の期間は、原則として年度を越えない2日間とし、県内の特別支援学校は、通常の業務に支障のない範囲で、介護等の体験の受入に努めるものとする。

（介護等の体験の実施手続）

- 3 介護等の体験の受入調整は、静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）を窓口とし、大学等特別支援学校との組み合わせ等により行うものとし、各関係機関は原則として、次の手続を行うものとする。

なお、この他、大学等は介護等の体験の円滑な実施を図るため、特別支援学校と十分な連絡調整を行うものとする。

- (1) 大学等は、実施承認申請書（別記第1号様式）及び静岡県内の特別支援学校における介護等の体験希望者名簿（別紙）を、県教委が指定する期日までに県教委に提出する。
- (2) 特別支援学校長は、年間受入計画調べ（別記第2号様式）を、県教委が指定する期日までに県教委に提出する。
- (3) 県教委は、実施承認申請書と年間受入計画調べをもとに、受入数の調整を行う。
- (4) 特別支援学校長は県教委との受入調整の後、介護等の体験年間受入計画（別記第3号様式）を作成し、受け入れる学生が在籍する大学等へ県教委が指定する期日までに送付する。
- (5) 大学等は、介護等の体験を実施する特別支援学校へ介護等の体験申込書（別記第4号様式）を提出する。

（証明の依頼等）

- 4 証明の依頼等に関する留意事項
 - (1) 大学等は、介護等の体験を行おうとする者に対し、事前に静岡県介護等の体験実施概要書第15条に規定する証明書の用紙を配布する。

(2) 介護等の体験を行う者は、配布された証明書の用紙に氏名、生年月日、本籍地を記載して大学等に提出する。大学等は実施学校ごとにとりまとめのうえ、返信用封筒を添えて、最終体験の学生の実施日2週間前までに介護等の体験を実施する特別支援学校に提出し、証明の依頼を行う。

(介護等の体験の指導)

5 大学等は、介護等の体験実施に係る教員及び職員を置き、事前指導及び介護等の体験を実施する特別支援学校との連絡等にあたらせる。

大学等は、介護等の体験が終了した学生に、介護等体験自己評価票（別記様式第5号）を記入させ、これを取りまとめて、最終体験の学生が終了後1ヶ月以内に介護等の体験を実施した特別支援学校に提出する。

(介護等の体験を行う者の責務)

6 介護等の体験を行う者は、大学及び介護等の体験を実施する特別支援学校の指導に、誠実に従わなければならない。

(介護等の体験を行う者を受入れる者の責務)

7 特別支援学校長は、事故等がないよう十分注意し、介護等の体験を行う者に介護等の体験を行う者としてふさわしくない行為等があった場合には、介護等の体験の中止を命ずることができる。

附 則

この要領は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年1月11日から施行する。

静岡県内の特別支援学校における介護等の体験希望者名簿

大学等名 _____

NO.	フリガナ 氏名	体験希望地 (第1希望)	体験希望地 (第2希望)	体験期間の希望							在学年 (学生番号)	備考
				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
記入例	シズオカ タロウ 静岡 太郎	東部地区	賀茂地区	×		×	×				4年 (111111)	
賀茂地区、東部地区、中部地区、西部地区のいずれかを記入する。 ※体験希望地は、必ず第2希望まで記入する。				都合の悪い月に×を記入する。								

※体験期間の希望について、特別支援学校の受け入れ可能期間の中で調整を行います。特定の月以外すべて「×」とするなど、希望が集中する場合は希望に沿えない場合があります。

(別記第1号様式)

第 号
年 月 日

静岡県教育委員会教育長 様

(大学長等)

年度実施承認申請書

このことについて、静岡県内の特別支援学校で実施したいので、静岡県内の特別支援学校における介護等の体験実施要領第3に基づき、次のとおり申し込みます。

大学等名				設置者		
所在地	本部					
	学部・学科			最寄駅		
担当教員	職名 _____	事務 担当	担当課 _____			
氏名 _____	担当者(職) _____ (氏名) _____		(電話) _____ (FAX) _____			
小、中学校の 免許課程認定 のある学部、 学科等の組織 等	学部	学科	免許種類	入学者定員	教職課程履 修予定人数	前年度小中 免取得者数

(別記第2号様式)

介護等体験年間受入計画調べ

学校名	(本校・分校・分教室)
-----	-------------

担当者(職・氏名) _____

受入計画案(受け入れ可能な体験内容、時期、最大人数、日数等)

体験内容	時期	1回(2日単位) の受け入れ人数	回数	合計人数	備考
例1: 平常授業補助	9月中旬~10月下旬	24人	4回	96人	1回につき、 小12人、中6人、高6人
例2: 運動会の補助 事前指導の補助	9月上旬	40人	1回	40人	小20人、中10人、高10人
人数合計				人	

連絡事項(受け入れに当たっての特記事項、要望事項など)

午前中のみ受け入れで、4日間の実施を希望。

* 大学等からの申請との調整により、多少の計画修正を依頼する場合があります。

(別記第3号様式)

年 第 号
月 月 日

(大学長等)

_____様

(県内特別支援学校長)

年度介護等の体験年間受入計画

このことについて、(大学等名) _____ に対する年間受け入れ計画は、
次のとおりです。

問い合わせ事項等については、当校 (担当者職・氏名) _____ まで
連絡願います。

受 入 日	受入人数	体 験 内 容 の 概 要	備 考

[連絡事項等]

* 「受入日」は原則として2日間を単位に記入してください。

(別記第4号様式)

第 号
年 月 日

(県立特別支援学校長)

様

(大学長等)

年度介護等の体験申込書（兼証明書発行原簿）

年 月 日付け貴校の年間受入計画により体験希望者を取りまとめたので、次のとおり申し込みます。

[大学等記入欄]

[特別支援学校記入欄]

氏名	生年月日	本籍地	体験の期間の予定	在学年等
	平 昭 年 月 日		令和 年 月 日 令和 年 月 日 (日間)	
	平 昭 年 月 日		令和 年 月 日 令和 年 月 日 (日間)	
	平 昭 年 月 日		令和 年 月 日 令和 年 月 日 (日間)	
	平 昭 年 月 日		令和 年 月 日 令和 年 月 日 (日間)	
	平 昭 年 月 日		令和 年 月 日 令和 年 月 日 (日間)	

体験実施結果	体験の概要
<input type="checkbox"/> 予定通り実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
<input type="checkbox"/> 予定通り実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
<input type="checkbox"/> 予定通り実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
<input type="checkbox"/> 予定通り実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
<input type="checkbox"/> 予定通り実施 <input type="checkbox"/> 未実施	

記入上の留意点

- この申込書は体験実施結果台帳を兼ねているため、大学等は「大学等記入欄」にのみ記入してください。
- 「本籍地」欄は、都道府県のみ記入してください。
- 「在学年等」欄は、在学年次、科目等履修生等の別を記入してください。

記入上の留意点

- 実施結果について該当する□にチェックしてください。
- 「体験の概要欄」は証明書に同じ。

(別記第5号様式)

年度 特別支援学校における介護等体験 自己評価票

大学・短期 大学名		学 部 名	
氏 名		在学年等	

体験学校名		体験期間	月 日 ~ 月 日
-------	--	------	-----------

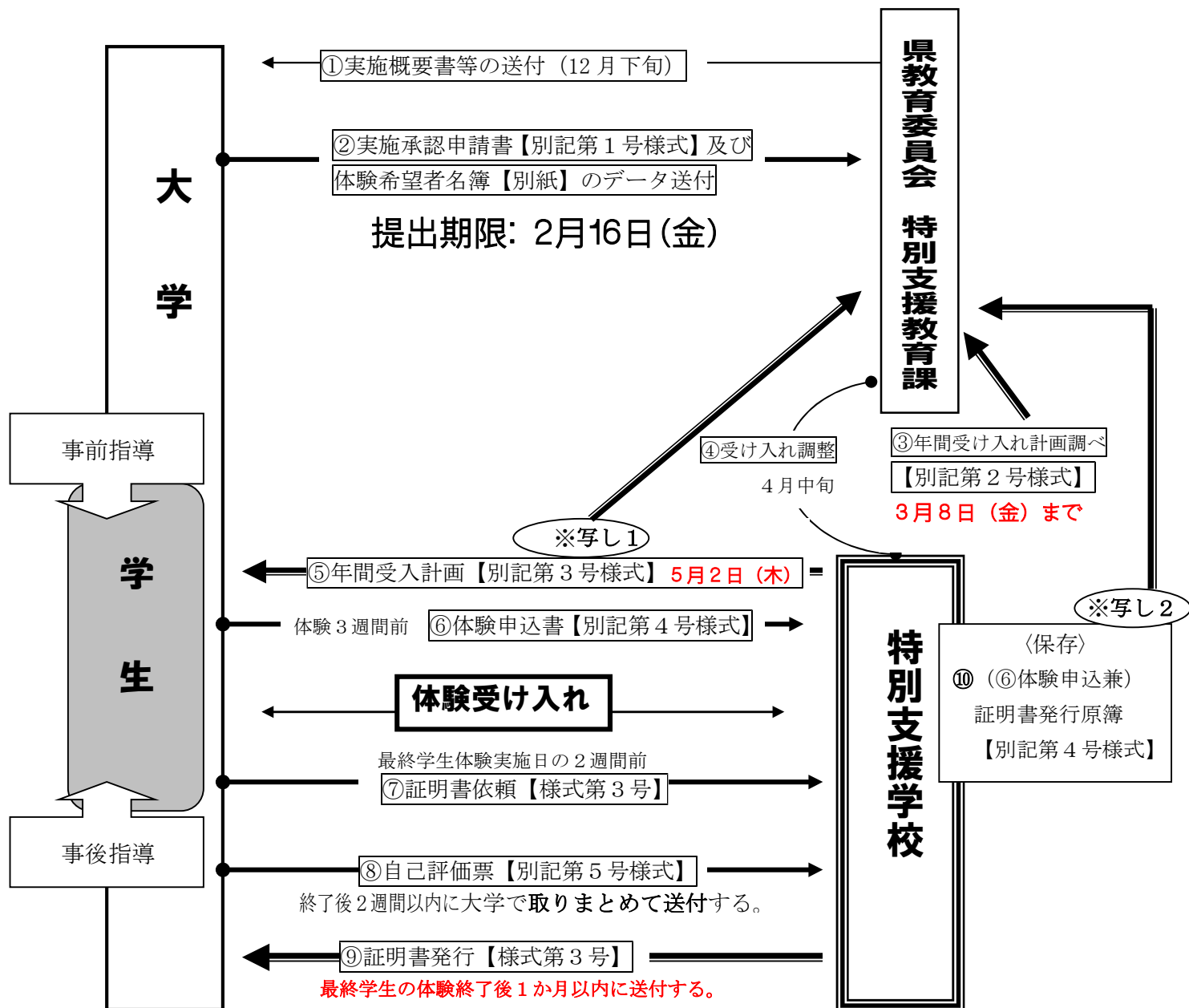
体験の目標	(体験前に立てた課題やテーマ等)
-------	------------------

自 己 評 価 感 想	Q 1 : 体験の目標は達成できましたか? 1 はい 2 いいえ 3 どちらでもない (達成できたこと、できなかったこととその理由等を具体的に記入してください。)
	Q 2 : 特別支援学校や児童生徒に対するイメージが変わりましたか? 1 変わった 2 どちらともいえない 3 変わらない (その理由)
	Q 3 : 今後の学生生活や教員になった時の参考になると思ったことがありますか? 1 あった 2 どちらともいえない 3 なかった (その理由)
	Q 4 : 全般的な感想や印象に残ったこと、今後の自分なりの課題等

体 験 に つ い て	☆ 今回の体験の満足度について 1. 満足 2. やや満足 3. どちらともいえない 4. やや不満足 5. 不満 4、5と回答された方にお尋ねします。その理由をお聞かせください。 1 児童生徒とのコミュニケーションが図れなかった。 2 具体的な体験プログラムがなかった。 3 日々の明確な指示・指導がなかった。 4 その他 ()
	☆ その他 (自由回答)

*大学等ごとに取りまとめて、体験を実施した特別支援学校に提出する。写しを大学等で保管する。

令和6年度 介護等体験の実施に伴う事務の流れ(特別支援学校)



・科目等履修生については年度途中の申し込みに
なるため、追加依頼する。

- ・特別支援学校は、⑤年間受入計画【別記第3号様式】の※写し1と、⑩(⑥体験申込兼)証明書発行原簿【別記第4号様式】の※写し2を特別支援教育課人事班担当へ送付する。
- ・実際の手続きにあたっては、「静岡県介護等体験実施概要書」及び「静岡県内の特別支援学校における介護等体験実施要領」に従う。

介護等体験実施上の注意事項

(静岡県教育委員会)

以下は、これまで（令和元年度まで）の静岡県介護等体験実施連絡協議会において、静岡県内の施設、特別支援学校及び大学等と確認した共通理解事項です。学生に対して確実に指導願います。

1 学生への指導について

- ・体験の辞退者が多く、体験先に迷惑をかけている。
学生に進路選択を明確にさせ『とりあえず小中学校教員を希望』とさせない。
- ・何のために、何を学ぶか等の目的意識を明確にさせる。
- ・体験先の施設・学校の概要や障害の基本的な理解について、事前の学習を確実に行う。
- ・社会人としてのマナー（時間厳守や無断欠席禁止、貴重品管理、入所者のプライバシー等）も併せて指導する。（教員を目指す者としての立ち振る舞い）

2 日程調整及び体験先への交通手段について

- ・原則、公共交通機関を利用する。（ない場合は体験先と相談する。）
- ・台風等で体験日を変更する場合は、体験先と連絡を密に取り合い、早めに確認を行う。可能であれば、あらかじめ振替日（予備日）を設定しておく。また、大学は学生とのやり取りだけでなく、必要に応じて体験先と連絡を取り、その内容を共通理解する。

3 健康診断及び予防接種について

- ・健康診断及び予防接種の要否は、施設により異なる。入浴、食事の介護がなくコミュニケーションや職員の補助程度なら健康診断は要らないが、各施設で介護内容の要求が異なるので、事前確認をした上で判断する。（施設は、入所者の命を預かっている立場で責任がある。）
- ・大学側も学生の健康状態を可能な限り把握すること。春に大学で行われる健康診断を利用する場合も、必ず診断結果の確認をする。

4 保険関係

- ・介護等体験に係る保険の加入は確実にを行う。

5 体験修了と認められないケースとその基準

- ・学生は事前指導を受け、体験の目的及び趣旨について十分理解した上で体験に臨むこと。
 - ・体験先で問題のある学生には、「実施取扱概要書第12条第1項第2号」の規定により体験の取消を行うことができる。服装や態度を含め、その資質が疑われるような言動があり、その状況に改善が見込めない場合には、該当大学等に報告の上、体験を取り消す。
- ※体験中に、指導すべき内容の言動があった場合、体験先は速やかに大学に連絡をし、大学は必要な指導を行う。

6 自己評価票の提出方法

- ・自己評価は、原則、大学の事後指導として実施し、体験先ごとにとりまとめて提出する。写しを大学に保管する。